

(平成22年9月29日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認中央第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

## 国民年金 事案 272 (事案 149 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から50年3月まで

私は、婚姻前から国民年金に加入しており、妻と入籍し、住所を変更した際に、転入した市役所で妻が自身の国民年金の加入手続を行った。手続後は、店に集金に来ていた銀行員に、妻が、自身の国民年金保険料と一緒に私の保険料も納付していた記憶がある。

今回は、一括納付したものと思って第三者委員会に申し立てたが、平成20年1月24日付けで認められないとの通知を受けた。

しかし、その後、当時の資料を探したところ、昭和45年の所得税確定申告書の控えが見つかり、また、その資料などに基づき夫婦で当時の事実関係について整理したところ、同年以降の申立期間の保険料納付についても、具体的に年払いでまとめて納付していたことを思い出したので、改めて記録訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の国民年金加入手続は昭和50年12月ごろに行われたと推認されること、ii)申立人は、前回の申立期間のうち、37年10月から38年6月までの期間、39年11月から40年1月までの期間及び41年7月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、46年5月に市役所において一括納付したとしているが、申し立てていた金額は申立期間の国民年金保険料を納付した場合の額と大きく異なること、iii)申立人が初めて交付されたとするオレンジ色の年金手帳は49年11月より前には発行されていない年金手帳であることなどから、46年5月に国民年金の加入手続を行い、一括納付したという申立人の主張は不自然であるなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年1月24日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立人は、今回の申立てにおいては、前回の申立てで主張し

た特例納付で一括して国民年金保険料を納付したとの主張は思い違いであり、妻が婚姻届と転入届を市役所に提出後は、自宅に送られてきた納付書に夫婦二人分の保険料を添えて、店に集金に来ていた銀行員に預けていた記憶があることを新たな事情として申し立てているほか、当時の資料として昭和45年の所得税確定申告書の控えを提出している。

そこで、申立人の所持する昭和45年の所得税確定申告書の控えの記載内容を見ると、国民年金保険料として8,400円と記載があり、45年当時の夫婦二人分の保険料額と一致している。

また、所得税確定申告書の控えの存しない申立期間についても、申立人の妻は、昭和45年の確定申告時と同様に、国民年金保険料の領収証書を税理士に渡して確定申告時に控除額として記載してもらっていたと説明していることや、申立期間を通じて申立人夫妻の仕事や住所に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、所得税確定申告書の控えの対象となっている期間と同様の納付状況にあったものとみるのが合理的である。

さらに、申立人の妻は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付書と一緒に、店に集金に来ていた銀行員に預けていたと説明しているところ、申立人が当時取引していた銀行の支店は、申立期間当時、既に開設されており、当時の外交員は、国民年金保険料を納付書と一緒に預かることはあったと思われると回答しているとともに、申立人が申立期間当時居住していた市の市役所は、昭和44年4月から納付書方式での納付を開始していると回答していることから、申立人の主張どおり納付することは可能であった。

なお、今回提出された昭和45年の確定申告書の控えによれば、申立人の妻が加入手続を行ったとする46年前後、申立人夫妻は不動産売買及びこれによる多額の所得税、工事経費等の支払いの事実が認められ、当時多額の資金が動いていたことがわかる。これらの事実を勘案すると、46年ごろ、30万円から50万円の金額を特例納付したとする申立人の当初の主張は、これら様々な支払いの金額と混同していた可能性があり、この点でも今回の申立内容の変更には合理的理由があると考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 国民年金 事案 273 (事案 150 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から50年3月まで

私は、夫と入籍し、住所を変更した際に、転入した市役所で自身の国民年金の加入手続を行った。手続後は、店に集金に来ていた銀行員に、私が、夫の国民年金保険料と一緒に納付していた記憶がある。前回は、一括納付したものだと思って第三者委員会に申し立てたが、平成20年1月24日付けで認められないとの通知を受けた。

しかし、その後、当時の資料を探したところ、昭和45年の所得税確定申告書の控えが見つかり、また、その資料などに基づき夫婦で当時の事実関係について整理したところ、同年以降の申立期間の保険料納付についても、具体的に年払いでまとめて納付していたことを思い出したので、改めて記録訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の国民年金加入手続は昭和50年12月ごろに行われたと推認され、前回の申立期間のうち、昭和47年4月から50年3月までの期間及び51年1月から同年3月までの期間の一部は時効により納付できない期間であること、ii)申立人は、前回の申立期間のうち、45年1月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、市役所において46年5月に加入手続を行い、一括納付したとしているが、申し立てていた金額は申立期間の国民年金保険料を納付した場合の額と大きく異なること、iii)申立人が初めて交付されたとするオレンジ色の年金手帳は49年11月より前には発行されていない年金手帳であることなどから、46年5月に国民年金の加入手続を行い、一括納付したという申立人の主張は不自然であることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成20年1月24日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立人は、今回の申立てにおいては、前回の申立てで主張した特例納付で一括して国民年金保険料を納付したとの主張は思い違いであり、申立人が婚姻届と転入届を市役所に提出後は、自宅に送られてきた納付書に夫婦二人分の保険料を添えて、店に集金に来ていた銀行員に預けていた記憶があることを新たな事情として申し立てているほか、当時の資料として昭和45年の所得税確定申告書の控えを提出している。

そこで、申立人の所持する昭和45年の所得税確定申告書の控えの記載内容を見ると、国民年金保険料として8,400円と記載があり、45年当時の夫婦二人分の保険料額と一致している。

また、所得税確定申告書の控えの存しない申立期間についても、申立人は、昭和45年の確定申告時と同様に、国民年金保険料の領収証書を税理士に渡して確定申告時に控除額として記載してもらっていたと説明していることや、申立期間を通じて申立人夫妻の仕事や住所に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、所得税確定申告書の控えの対象となっている期間と同様の納付状況にあったものとみるのが合理的である。

さらに、申立人は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付書と一緒に、店に集金に来ていた銀行員に預けていたと説明しているところ、申立人が当時取引していた銀行の支店は、申立期間当時、既に開設されており、当時の外交員は、国民年金保険料を納付書と一緒に預かることはあったと思われると回答しているとともに、申立人が申立期間当時居住していた市の市役所は、昭和44年4月から納付書方式での納付を開始していると回答していることから、申立人の主張どおり納付することは可能であった。

なお、今回提出された昭和45年の確定申告書の控えによれば、申立人が加入手続を行ったとする46年前後、申立人夫妻は不動産売買及びこれによる多額の所得税、工事経費等の支払いの事実が認められ、当時多額の資金が動いていたことがうかがわれる。これらの事実を勘案すると、46年ごろ、30万円から50万円の金額を特例納付したとする申立人の当初の主張は、これら様々な支払いの金額と混同していた可能性があり、この点でも今回の申立内容の変更には合理的理由があると考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 厚生年金 事案 4866 (事案 258、4671 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 9 月 1 日から 38 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 39 年 5 月 1 日から 41 年 7 月 1 日まで

これまで二度申立てを行ったが、いずれも認められなかった。繰り返しとなるが、脱退手当金が支給されたとする時期は病気療養中であり、脱退手当金を請求する余裕も記憶も無かったので、私が脱退手当金を受給したというのは何かの間違いである。是非とも調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る申立てについては、i) 社会保険庁(当時)の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前に勤務した期間については、脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然であること、ii) 申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給した旨が記載されている上、オンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として支給されており、同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を支給期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和41年9月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、iii) 記録上の支給額と申立人が申立期間以前に受給したとする額はおおむね一致するなど、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成20年10月16日付け年金記録の訂正は必要でないとする通

知が行われている。

また、その後、申立人は、先に申し立てられた申立期間②の判断理由となった、申立期間①後における脱退手当金の受給については、思い違いであると主張し、申立期間①も加えて、再度、脱退手当金は受給していないと申立てを変更したが、先の申立てのときには、脱退手当金を請求し受給した覚えがあるとし、当委員会において数回にわたってその受給状況の記憶を聴取確認した経緯等から、そのときの供述の蓋然性は高く、判断理由通知後において、それは思い違いであったという主張は理解し難いことなど、これについても既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 10 月 22 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回、申立人は、昭和 57 年 6 月 26 日付けの記録照会回答書が見つかり、そこに脱退手当金が支給された旨記載されていないことから、申立期間に係る脱退手当金は受給していないとして再度申し立てている。

そこで、当該回答書の記載内容を見ると、脱退手当金についての記載は何も無く、申立期間は厚生年金保険の被保険者期間として、当時の社会保険事務所長の公印が押されている上、「過日、あなたから照会のありました厚生年金保険の資格期間について、社会保険庁業務課より下記のとおり回答がありましたので通知いたします。」と記載されており、明らかに脱退手当金の支給記録を含め、厚生年金保険の被保険者記録を管理していた社会保険庁業務課（当時）からの回答に基づき、当該回答書が作成され、申立人に通知されたと認められることから、現在確認できる脱退手当金の支給記録は疑わしく、申立期間に係る脱退手当金の支給事実は無かったと考えるのが妥当である。

ところで、これまでの 2 度にわたる申立てにあつては、申立人が、初回の申立ての際、申立期間の一部期間に係る脱退手当金の受給を認識し、その供述が具体性を帯びたものであったため、当委員会は、2 回目の申立ての際、受給は思い違いであったと主張されても、供述の変更に合理性を見だし得る関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、申立人が申立期間の脱退手当金を受給していないものと認めることができないと判断した。しかし、今回、申立人から脱退手当金の支給記録自体存していなかったことを知り得る資料が提出され、供述の変更に一定の合理性の存在が確認されたのであるから、脱退手当金を受給していないとする、申立人の申立内容は信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 国民年金 事案 274 (事案 239 の再申立て)

### 第 1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 2 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月から 53 年 3 月まで

結婚した昭和 53 年に役場で国民年金の加入手続をした際、特例納付の説明を受けた。その後しばらくして自宅に訪れた方二人から再度特例納付の説明を受けたが、その時は手元に資金が無く、納付することができなかったため、母から援助してもらおうなどして、後日改めて訪れた方二人に支払ったので、未納であるはずがない。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間当時、社会保険事務所（当時）の職員が戸別訪問により保険料を領収することは無かったことが確認できる上、制度上市役所の職員が特例納付の保険料を領収することもできないこと、申立人及びその夫は、納付手続、納付金額、納付した者などに関する記憶が曖昧であり、申立期間の保険料が納付されたことをうかがうことができないこと、申立人が申立期間についての国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間について申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 8 月 28 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、昭和 53 年ごろに、自宅に訪れた方二人に国民年金保険料を納付したと主張するが、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付

していたものと認めることはできない。